

豊島区いじめ防止対策推進基本方針

1 基本理念

- (1) いじめは児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害である。いじめの防止等のための対策は、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう取り組まなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。
- (3) 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

豊島区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の生命の尊厳を保持するため、豊島区（以下「区」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関と相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や豊島区いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）等に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒に、いじめを行ってはならないという行動規範を徹底しなければならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

区及び学校は、次の基本的な考え方に基づき、いじめ根絶に向けた取組を推進する。

児童・生徒への指導

- (1) いじめる児童・生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (2) いじめられている児童・生徒からの声を確実に受け止め、児童・生徒を徹底して守り通す。
- (3) 周囲の児童・生徒に対して、「いじめを見て見ぬふりしない」よう指導するとともに、児童会や生徒会等によるいじめの根絶に向けた主体的な取組を支援する。

指導の体制等

- (4) 特定の教員がいじめの問題を抱え込むことなく、学校が一丸となって機動的かつ組織的に対応することができるよう、校長のリーダーシップの下、教員の指導力と学校の組織力の向上を図る。
- (5) いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じたきめ細やかな対応の充実を図る。

地域性を踏まえて取り組む

- (6) いじめを「心のけが」ととらえるインターナショナルセーフスクールの効果的な取組をすべての区立小・中学校が共有し、いじめに対する予防的な対応の充実を図る。
- (7) 豊島区の実情を踏まえ、児童・生徒をいじめから守るため、保護者・地域・関係機関との連携を深め、「オール豊島」で問題の解決を図る。また、就学前の幼児に対しても、いじめの萌芽を摘み取ることができるよう、区内の保育園や幼稚園に対して必要な情報の提供に努める。

5 未然防止

(1) 学校いじめ防止対策推進基本方針の策定

学校は法第 13 条及び条例第 10 条に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を策定する。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

学校は法第 22 条及び条例第 13 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。

(3) 心理検査「ハイパーQU」の実施

児童・生徒の学校生活に対する意欲や学級への満足度、対人関係に関する状況を把握し、いじめの未然防止に役立てる。

(4) 学級担任による児童・生徒への積極的な働き掛け

学級担任は学級経営の責任者として、児童・生徒と積極的にコミュニケーションをとり、児童・生徒との人間関係を構築する。

(5) 「いじめに関する授業」の実施

東京都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」等を活用して、道徳の時間や特別活動において、「いじめに関する授業」を実施する。

(6) 児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

児童会・生徒会等による、「いじめ根絶サミット」など、児童・生徒のいじめ根絶に向けた取組を支援する。

(7) 学校便りや保護者会の活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうため、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止対策推進基本方針等について保護者に対し説明する。また、ホームページ等を活用して、広く区民にも周知を図る。

6 早期発見

(1) 区独自いじめ実態調査の実施

区独自のいじめ実態調査を年3回実施し、いじめの早期発見を図る。

(2) スクールカウンセラーによる全員面接

児童・生徒が気兼ねなく積極的にスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、小学校第5学年、中学校第1学年を中心に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

(3) 定期的な個人面談の実施

年3回程度、児童・生徒との二者面談を行い、本人や友人のこと、学級、部活動のことなどを把握する。

(4) 全教員による校内巡回等を通じた児童・生徒の観察

校長・副校長やスクールカウンセラー、全教員が校内巡回等を行い、児童・生徒の変化をいち早く把握する。また、学校全体で児童・生徒を見守っているというメッセージを発する。

(5) 児童・生徒情報の共有

校務支援システム等を活用し、日頃から児童・生徒情報を記録するなど、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築する。また、年度替わりの異動や学級担任の交替等により、いじめ問題への対応に遺漏が生じないように、引き継ぎの徹底を図る。

(6) 保護者アンケート・保護者相談の実施

いじめに関する保護者アンケートや個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

(7) 豊島区立教育センター等の保護者への周知

豊島区立教育センターやスクールカウンセラーを年度初めにすべての保護者に紹介する。

(8) 児童館や子どもスキップとの連携

児童館や子どもスキップに対し、児童・生徒の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼しておく。

7 早期対応①

(1) 把握した情報に基づく対応方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、学校全体で対応方針を共有して対応にあたる。

(2) 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童・生徒への支援、加害の児童・生徒への指導、周囲の児童・生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。

(3) 児童・生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

いじめの被害にあった児童・生徒の安全を確保するため、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童・生徒やその保護者のケアを行う。

(4) 加害の児童・生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等

加害の児童・生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の児童・生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害の児童・生徒への指導の充実を図る。なお、加害の児童・生徒の保護者が、自分の児童・生徒の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童・生徒の保護者への助言を行う。

(5) いじめを伝えた児童・生徒の安全の確保

いじめを伝えた児童・生徒を守り通すことを学校全体で共通理解し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた児童・生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

(6) 教育委員会への報告と教育委員会による支援

早期に教育委員会へ報告し、情報を共有する。教育委員会は、当該情報の内容に応じて、指導主事や豊島区立教育センターの臨床心理士等を派遣し、被害を深刻化させないよう学校を支援する。

7 早期対応②

(7) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(8) いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係の構築を図る。

(9) P T Aとの連携

P T Aの役員等が被害・加害の児童・生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、P T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(10) 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の児童・生徒のみならず、周囲の児童・生徒も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の大人による児童・生徒の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

8 重大事態への対処①

条例に基づき、いじめ問題緊急対策本部を設置し、教育委員会及び学校が一元的な方針の下、迅速かつ適切に対処する。

(1) 被害の児童・生徒の保護やケア

被害の児童・生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の児童・生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。また、被害の児童・生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

(2) スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の児童・生徒の保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。あわせて、豊島区立教育センターとの緊密な連携を図る。

(3) 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

家庭訪問等を通じ、被害の児童・生徒の家庭状況の把握に努めるとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の児童・生徒とその家庭を支援する。また、豊島区立教育センターにスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、福祉の専門的な観点から児童・生徒や保護者のケアを図る。

(4) 柚子の木教室への通級等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害の児童・生徒を柚子の木教室に通級させるほか、被害の児童・生徒の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

(5) 別室での学習の実施

被害の児童・生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童・生徒について、被害の児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

(6) 警察への相談・通報

被害の児童・生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童・生徒を守るとともに周囲の児童・生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。また、警察への通報等に関する学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。

(7) 懲戒や出席停止

加害の児童・生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童・生徒や周囲の児童・生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下での、加害の児童・生徒及びその保護者に対する校長による厳重注意）等の懲戒を実施する。また、教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめをやり続ける場合には、当該の児童・生徒の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

(8) 加害の児童・生徒とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、例えば加害の児童・生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童・生徒のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害の児童・生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して保護者のケアを行う。

(9) 教育委員会への報告と連携

重大事態の発生等について教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。また、教育委員会は、いじめについての様々な問題について校長を補佐するため、指導主事等を派遣する。

(10) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

深刻ないじめの原因の一つとして、被害の児童・生徒や加害の児童・生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童・生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

(11) いじめ対策緊急保護者会の開催

必要に応じて、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

(12) 主任児童委員及び民生児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童・生徒を見守る必要がある。このため、主任児童委員や民生児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童・生徒の見守り、巡回を依頼する。

8 重大事態への対処③

(13) 法第 28 条及び条例第 14 条に基づく調査

教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を行う。

(14) 法第 30 条及び条例第 14 条に基づく再調査

区長は、必要があると認めるときは、法第 30 条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や教育委員会の行った調査について再調査を行うことができる。再調査に当たっては、学校や教育委員会は全面的に協力するものとする。

9 豊島区における取組

組織の設置

(1) 豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部の設置（条例第14条）

教育委員会は、法第28条第1項各号に掲げる場合には、教育委員会及び学校が一元的な方針の下、重大事態に迅速かつ適切にその対処ができるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置く。

<主な所掌事項>

- ・重大事態に対する対処について
- ・関係諸機関との連携について
- ・区長との連絡・相談について

(2) 豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第11条）

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。

<主な所掌事項>

- ・いじめの防止等のための対策について
- ・豊島区いじめ防止対策推進基本方針に対する評価について
- ・重大事態が発生した場合における調査について

具体的な取組

(3) 相談体制の周知

豊島区立教育センターや教育委員会の来所、電話、メールなど相談窓口を定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知する。

(4) 啓発活動の充実

広報紙「教育だより豊島」や教育委員会ホームページを活用して、いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

(5) 教員研修の充実

教員のいじめ防止に対する専門性を高め、より実効的な指導が展開できるよう、校長、副校長、生活指導主任など職層に応じた研修を充実させる。

(6) 就学前体験プログラムの開発・実施及び情報提供

いじめの萌芽を摘み取るため、いじめ防止を盛り込んだ就学前体験プログラムを開発・実施するとともに、区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や区立保育園にも情報を提供し、就学前からのいじめ防止に努める。

10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 情報モラル教育の充実

区立全小・中学校で作成した情報モラル教育の年間指導計画に基づき、情報モラル教育を実施し、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。

(2) 保護者との連携

各学校で実施する情報モラル教育について保護者に情報を提供し、家庭における指導に役立てる。また、フィルタリングソフトの利用や有害情報について、保護者に対する啓発を促進する。

(3) 携帯電話等使用に関する「豊島区ルール」の策定

小・中学校PTA連合会等と連携して、スマートフォンや携帯電話の使用に関する区立学校全校共通の「豊島区ルール」を策定し、携帯電話等によるいじめや犯罪被害を防止する。

(4) 関係機関との連携

インターネットを通じていじめが行われた場合には、警察等の関係機関と連携して、いじめに係る情報の削除を求めるなど、早期解決に努める。